ゆら博愛園デイサービスセンター 料金表

通所介護7時間以上8時間未満 (9:30~16:40、7時間10分)

	7 77
	1日あたりの利用料金 (非課税)
要介護度 1	¥ 6, 480
要介護度 2	¥ 7,650
要介護度 3	¥ 8, 870
要介護度 4	¥10,080
要介護度 5	¥11, 300
サービス提供体制強化加算(I)イ	¥ 180

各介護度の利用料金とサービス提供体制強化加算(I)イの合算が基本料金となります。

その他の費用

・入浴介助加算 1回あたり ¥500(非課税)

・中重度者ケア体制加算 1回あたり ¥450(非課税)

・生活機能向上連携加算 1月あたり ¥200(非課税) 下記の個別機能訓練加算のいずれかを算定している場合には¥100(非課税)

・個別機能訓練加算 I 1回あたり ¥460(非課税)

・個別機能訓練加算Ⅱ 1回あたり ¥560(非課税)

・ADL 維持等加算 1回あたり ¥60(非課税)・認知症加算 1回あたり ¥600(非課税)

・栄養改善加算 1回あたり ¥1,500(非課税)原則3ヶ月以内、1月に2回を限度

・栄養スクリーニング加算 1回あたり ¥50(非課税)

6月に1度を限度

・口腔機能向上加算 1回あたり¥1,500(非課税)原則3ヶ月以内、1月に2回を限度

・若年性認知症利用者受入加算 1回あたり¥600

- ・介護職員処遇改善加算(I) 利用した報酬単価の1000分の59に相当する 単位数
- ・介護職員等特定処遇改善加算 利用した報酬単価(介護職員処遇改善加算を除く)の 1000分の12に相当する単位数

自己負担額は、基本利用料に使用した加算の合計額と、その金額に処遇改善加算の合計額に、 介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額です。

- ・昼 食 費 1食あたり ¥600(全額自己負担) (非課税)
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合はいったん1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。 サービス提供証明書を後日市町村の担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けること ができます。

介護予防通所介護相当サービス

		1月あたりの利用料金	(非課税)
要支援	1	¥16, 550	
要支援	2	¥33, 930	

その他の費用:介護予防通所介護相当サービス

・生活機能向上グループ活動 ¥1,000(月額・非課税)

・運動器機能向上サービス ¥2.250月額・非課税)

・口腔機能向上サービス ¥1.500(月額・非課税)

·若年性認知症利用者受入加算 ¥ 2, 4 0 0 (月額·非課稅)

・選択的サービス複数実施加算(I) ¥4,800(月額・非課税)

・選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ) ¥7,000(月額・非課税)

・通所型独自サービス提供体制加算 I 1 1 ¥ 7 2 0 (月額・非課税、要支援 1、事業対象者)

・通所型独自サービス提供体制 I 1 2 ¥ 1, 4 4 0 (月額・非課税、要支援 2)

・介護職員処遇改善加算(I) 利用した報酬単価の1000分の59に相当する単位数

・介護職員等特定処遇改善加算 利用した報酬単価(介護職員処遇改善加算を除く)の 1000分の12に相当する単位数

自己負担額は、基本利用料に使用した加算の合計額と、その金額に処遇改善加算の合計額に、 介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額です。

昼 食 費 1食あたり ¥600(全額自己負担) (非課税)

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合はいったん1月あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。 サービス提供証明書を後日市町村の担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けること ができます。